様式第19の２（第18条の６関係）

【書類名】　回復理由書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【意匠登録番号】

【意匠権者】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【回復の理由】

【提出物件の目録】

〔備考〕

１　「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。

２　「【意匠権者】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【意匠権者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

　【意匠権者】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

３　「【回復の理由】」の欄には、所定の期間内に手続をすることができなかつた理由及び理由がなくなつた日について具体的に記載する。

４　「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、「【回復の理由】」の欄に記載した理由を証明する書類名を記載する。

５　第18条の４第３項の規定により、２以上の事件について回復理由書を提出するときは、「【意匠登録番号】」の欄には、「別紙のとおり」と記載し、別の用紙に次のように「【別紙】」と記載して、当該回復理由書の提出に係る意匠登録番号（意匠登録番号の区切りには読点「、」を付すこと。）を記載する。

　【別紙】

　　意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

　　意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号、

６　その他は、様式第１の備考１から４まで、７、８、10及び12から19まで、様式第２の備考13並びに様式第10の備考２と同様とする。この場合において、様式第１の備考12中「記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する」とあるのは「記載する」と、様式第２の備考13中「【意匠登録出願人】」とあるのは「【意匠権者】」と、「意匠登録出願人」とあるのは「意匠権者」と読み替えるものとする。

様式第20（第18条の２関係）

【書類名】　既納登録料返還請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【意匠登録番号】

【返還請求人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【代理人】

　【識別番号】

　【住所又は居所】

　【氏名又は名称】

【返還原因】

【納付年月日】

【納付済金額】

　【納付年分】　第　年分から第　年分

　【納付金額】

【適正納付金額】

　【納付年分】　第　年分から第　年分

　【納付金額】

【返還請求金額】

【返還金振込先】

　【金融機関名】

　【口座種別】

　【口座番号】

　【フリガナ】

　【口座名義人】

（【返還の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【加算金額】）

【提出物件の目録】

　【物件名】

〔備考〕

１　「【意匠登録番号】」の欄には、「意匠登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように意匠登録の番号を記載し、意匠権の設定の登録を受ける者が納付した登録料の返還を請求するときは、「【意匠登録番号】」を「【事件の表示】」及び「【出願番号】」とし、「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように出願の番号を記載する。

２　「【返還請求人】」の欄には、当該返還に係る登録料を納付した者を記載する。

３　「【返還請求人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【返還請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

　【返還請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

第明治三十三種郵便物認可